

# 平成19年度から 個人住民税が大幅に変更

地方公共団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスが行えるよう、国から地方へ3兆円の税源移譲が行われることになりました。この税源移譲に伴い、皆さんが納めている住民税が平成19年度分から変わっています。

## 個人住民税所得割の税率が10%に統一

平成18年度まで(移譲前)				平成19年度から(移譲後)			
住民税所得割課税所得	税率	所得税課税所得	合計の負担率	課税所得	住民税税率	所得税率	合計の負担率
200万円以下	5%	330万円以下	15%	195万円以下	10%	5%	15%
			20%	195万円超330万円以下		10%	20%
200万円超700万円以下	10%	330万円超900万円以下	30%	330万円超695万円以下	20%	30%	
			33%	695万円超900万円以下	23%	33%	
700万円超	13%	900万円超1,800万円以下	43%	900万円超1,800万円以下	33%	43%	
		1,800万円超	50%	1,800万円超	40%	50%	

「個人住民税」+「所得税」の納税者の負担は変わりません

個人住民税の税率がこれまでの3段階から一律10%に統一されます。また、所得税も今までの4段階から6段階に変わります。

住民税だけ見ると、所得の少ない方は増税になるように思われますが、所得税の最低税率が10%から5%に引き下げられるため、「所得税+住民税」の税負担は変わりません。ただし、定率減税の廃止や、年収の増減により税負担が増減する場合があります。なお、税源移譲の影響が出る時期は人それぞれです。

### 税源移譲による影響の発生時期

区分	所得税	住民税
給与所得者	平成19年1月(毎月源泉徴収)	平成19年6月(毎月特別徴収)
年金受給者	平成19年2月(2か月ごとに源泉徴収)	平成19年6月(6月、8月、10月、1月に納付)
事業所得者	平成20年2~3月(確定申告) 予定納税の場合は平成19年7月	平成19年6月(6月、8月、10月、1月に納付)

## 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置

住民税と所得税では、税額を算出する際の人的控除額に差があります。その差に基づく負担増を調整するため、住民税所得割額から次の計算で求めた額が減額されます。

課税所得200万円以下	人的控除額の差の合計額と課税所得金額のどちらか小さい方の5%
課税所得200万円超	{人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}の5% (2,500円未満の場合2,500円となります。)

人的控除とは、所得控除のうち、基礎控除、扶養控除、配偶者控除、障がい者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除など、人の基本的生計費に着目した控除をいいます。

## 個人住民税の定率減税が廃止

平成17年度まで「所得割額の合計額の15%相当額(限度額4万円)」平成18年度「所得割額の合計額の7.5%相当額(限度額2万円)」平成19年度から「廃止」

## 65歳以上の方の非課税措置が廃止

平成18年度より65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されました。ただし、平成17年1月1日において65歳以上の方(昭和15年1月2日以前生まれ)については経過措置があります。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
市民税	均等割	1,000円	2,000円	3,000円
	所得割	1/3を課税	2/3を課税	全額課税
県民税	均等割	300円	600円	1,000円
	所得割	1/3を課税	2/3を課税	全額課税

### 税源移譲とは

国と地方の三位一体改革の柱の一つで、補助金に代わる地方公共団体の新たな財源として、国が集めている税金のうちの一部を、地方が集めることができます。国税の一部を減らして地方税を増やすことなので、納税者の負担は増えません。

8) 別徴収担当(内線2254) 2255 問い合わせ/市民税課普通徴収・特



# 平成19年度から

# 厚生年金保険等の年金制度が改正

## 1. 70歳以上でお勤めの方の老齢厚生年金制度の改正

次の条件の全てに該当する方は、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となる場合があります。

- ・昭和12年4月2日以降に生まれた70歳以上の方
- ・厚生年金保険の適用事業所にお勤めで、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回る方

【**手続**】 厚生年金の適用事業所の事業主は、70歳以上の従業員に係る雇用・退職・賃金等に関する届書を、社会保険事務所へ提出

本人からの手続は不要

## 2. 66歳以降の老齢厚生年金繰下げ制度の導入

65歳以後の老齢厚生年金を受けることができる場合、65歳からは受けずに、66歳以後に申出をすることにより、その申出をした翌月から増額

された老齢厚生年金を受けることができます。

【**手続**】 所定の請求書を社会保険事務所へ提出

## 3. 遺族厚生年金制度を見直し

- (1) 65歳以上の方の遺族厚生年金の支給方法の見直し

【**対象**】 平成19年4月1日以降に遺族厚生年金の受給権を取得した方及び、平成19年4月1日に遺族厚生年金の受給権を有する平成19年4月1日以後に65歳以上になる方

ご自身の老齢厚生年金の全額及び、改正前の制度において支給された額とご自身の老齢厚生年金金額との差額が支給されます。

- (2) 若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し

【**対象**】 平成19年4月1日以後に遺族厚生年金の受給権を取得した方  
夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、

5年間の有期給付となります(子を養育しなくなったときに妻が30歳未満の場合には、その時点から5年間)。また、妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算(年間594,200円)は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまで支給されます(従来は夫死亡時35歳以上である妻に40歳から支給)。

## 4. 離婚時の厚生年金の分割制度を導入

次の条件に該当した場合、当事者からの一方的な請求により、厚生年金の保険料納付記録を当事者間で合意した割合に基づき分割することができ、分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

【**対象**】 平成19年4月1日以後に離婚した方や事実婚関係を解消した方など

【**条件**】 当事者の合意や裁判手続により分割割合(50%上限)を定めて、請求期限(原則、離婚をした日の翌日から2年)を経過していないこと  
老齢厚生年金を受給するためには、ご自身の年金加入期間(分割を受け

た期間を除く)が、原則25年以上必要です。

【**手続**】 年金分割の請求書に戸籍謄本や分割割合を定めた必要書類を添付して社会保険事務所へ提出

## 5. 自らの申出による年金の支給停止の仕組みの導入

ご自身の判断で年金を受け取らないという選択ができます。年金を受け取らない旨の申出をした際は、その翌月分から年金の支給が停止となります。なお、過去にさかのぼって申出をすることはできませんが、年金の受け取りはいつでも再開することができ、再開する旨の申出をした際は、その翌月分から年金が支給されます。ただし、再開の申出を行った際は、年金はさかのぼって支給されることはなく、年金額が増額されることはありません。

【**問い合わせ**】 ねんきんダイヤル(年金被保険者)(☎0570 051165)、ねんきんダイヤル(年金を受けている方)(☎0570 071165)、大宮社会保険事務所(☎048 652 4711)、国保年金課年金担当(内線2437)

